

## レンタル(賃貸)約款

### 第1条(総則)

お客様(以下甲という)と株式会社アステム(以下乙という)とはレンタル(賃貸)利用に際し、当初のレンタル期間が12ヶ月未満の契約(以下レンタル契約という)について下記の約款条項について合意します。

### 第2条(レンタル物件)

乙は甲に対して、請求書記載のレンタル物件(以下物件という)をレンタル(賃貸)し、甲はこれを借受けます。

### 第3条(レンタル期間)

1. レンタル期間は請求書記載のとおりとし、乙が甲に対して物件を引き渡した日をレンタル開始日とします。尚、当初レンタル期間が12ヶ月以上の長期レンタル契約については、この約款は適用されません。但し、次項に基づくレンタル期間延長の結果、レンタル期間が12ヶ月以上となった場合は、引き続きこの約款が適用となります。
2. 第1項のレンタル期間が満了する5日前までに、甲から延長期間を定めて期間延長の申出があった場合は、レンタル期間を延長することができます。レンタル期間満了日の5日前が乙の休業日に当たる場合は、前営業日までとなります。但し、当該物件につき別のお客様から予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長することはできません。
3. 前項により延長された期間を更に延長するときにも前項の規定によるものとし、以降繰り返し延長するときも同様とします。

### 第4条(レンタル料)

1. 甲は乙に対して、請求書記載の月額レンタル料を乙に支払うものとし、その支払方法は請求書記載のとおりとします。但し、第13条によりレンタル期間満了前にレンタルが終了した場合には、甲は上記の月額レンタル料によらないで、レンタル期間の当初にさかのぼってレンタル料を乙が再計算した額との差額をレンタル終了時に乙に支払います。この場合のレンタル料は、1週間を最小単位として計算し、日割り計算をいたしません。但し、当該当初のレンタル期間が1ヶ月以上の契約における契約期間内の解約はこの限りでなく、1週間を最小単位としたレンタル料での使用期間分の精算を甲が行うのみとし、解約金は発生しないものとし、ます。
2. レンタル契約期間に1ヶ月未満の日数が生じた場合当該日数期間にかかわるレンタル料については、乙所定の金額とし、乙の発行する請求書によります。

### 第5条(物件の引渡し)

乙は甲に対して、物件を甲の指定する場所において引渡し、その運送費等の諸費用は甲の負担とします。

### 第6条(担保責任)

1. 乙は甲に対して、引渡しの際に物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性、又は甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が乙に対して、物件の引渡しを受けた日から2日以内に物件の性能の欠陥につき、乙に書面による通知をしない場合は、物件は正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものとし、ます。

## 第7条（担保責任の範囲）

1. レンタル期間内に、甲の責によらない事由で生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は乙の負担において速やかに物件を修理又は取り替えます。この場合、交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免することがあります。
2. 乙は前項に定める以外には物件の担保責任を負いません。

## 第8条（物件の使用保管）

甲は、使用方法、使用時間等物件を善良な管理者の注意を以って使用、保管し、この使用、保管に要する消耗品、及び諸費用を負担します。また、甲は乙の承諾を得ないで第三者に物件の譲渡、転貸又は物件についての質権、抵当権等の一切の権利を設定できません。

## 第9条（物件の使用地域）

甲の物件使用地域は日本国内とし、日本国外への持ち出しはできません。

## 第10条（物件の滅失、毀損）

甲が自己の責任による事由により物件を滅失、毀損などをした場合は、甲は乙に対して代替物件の購入代価または物件の修理代を損害賠償として乙に支払います。

## 第11条（甲からの解約）

甲はレンタル期間中といえども、事前に乙に通知の上、物件を乙の指定する場所に返還してレンタル契約を解約する事ができます。但し、この場合のレンタル料の額、計算については、第4条第1項によります。

## 第12条（解約）

甲又は乙は、物件に第7条の性能の欠陥がある場合、物件の修理又は取り替えに過大な費用又は時間を要する時は、その旨を通知してレンタル契約を解約することができます。

## 第13条（契約解除）

甲に次の各号の事由が発生した場合は、乙は催告をしないで通知により、レンタル契約を解除することができます。

1. 甲がレンタル料の支払いを10日以上延滞したとき、その他本契約条項に違反したとき。
2. 甲が支払い停止状態に陥り、又は、手形交換所の不渡り処分を受けたとき。
3. 甲が破産、民事再生手続、会社更生法、整理等の申立てを受け、又はこれらの申立てをしたとき。
4. 甲の事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。

## 第14条（ソフトウェアの複製等の禁止）

物件の全部又は一部を構成するソフトウェア製品に関し、次の行為を行うことはできません。

1. 有償、無償を問わず物件のプログラムを第三者へ譲渡若しくは再使用設定を行うこと。
2. 本物件のプログラムを複製すること。
3. 本物件のプログラムを変更または改作すること。

#### 第15条（物件の返還）

レンタル契約がレンタル期間の満了により終了した場合、甲は乙に対して、レンタル期間満了後直ちに、物件を乙の指定する場所に甲の費用負担で返還します。レンタル契約の解除がなされた場合も同様に、甲は直ちに物件を前記により返還します。

#### 第16条（物件の返還遅延の損害金）

1. 乙に対して、物件御返還を遅延したときは、甲はレンタル期間の終了の翌日から返還完了日まで、請求書記載の月額レンタル料相当の損害金を支払います。
2. 甲がレンタル物件の返還時に、セット内容の一部返還を遅延した場合、そのセットの一部が返還されるまでレンタル契約締結日におけるレンタル料金表に基づくレンタル料金の30%を支払います。

#### 第17条（データ等の取扱）

甲がレンタル物件使用中に作成したデータ等は、甲の責任においてデータの複製を作成するものとし、乙は甲がレンタル物件使用中に作成したデータ等の破損については一切の責任を負いません。

#### 第18条（遅延利息）

甲がレンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、年率14%の遅延利息を支払います。

#### 第19条（管轄裁判所）

甲乙は、レンタル契約についての紛争解決は横浜地方裁判所、横浜簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第20条（付随事項）

甲乙は、この約款に書面により付随事項を定めた場合は、その条項はこの約款と一体となり、これを補完又は修正することを承認します。

以上

## 別表1

### 基本月額料金表

卓上型果実糖度計「アマイカプロ」	40,000円
同上                    マンゴー用	50,000円
卓上型果実糖度計重量計付き「アマイカプロプラス」	50,000円
同上                    マンゴー用	58,000円
その他はホームページ記載金額	

### 1カ月未満 レンタル料金

1週間未満	月レンタル料金	50%
1週間以上2週間未満	月レンタル料金	80%
2週間以上	月レンタル料金	100%

## 別表2

### 予約取消手数料

レンタルお申込みをし、ご予約が確定した後、レンタル開始日前に予約を取消される場合は予約取消料が発生いたします。詳しい料率は下記をご覧ください。

レンタル料ご入金済みの場合は、予約取消手数料及び振込み送金手数料を差引ご返金いたします。お客様の下にレンタル商品が到着した後は予約の取り消しはできません。

レンタル開始日 5日以前	無 料
レンタル開始日 4日前～前日	レンタル料金の30%